平成２７年（フ）第４５５号
埼玉県吉川市大字平沼1695番地４　グラース・アビタシオンⅣ202号室
債務者　遠藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４６２号
埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　越谷寮、旧住所埼玉県越谷市南町１丁目２番10号パレス蒲生第２　102
債務者　山村　知之
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
埼玉県所沢市榎町17番20号　ハウスホンダ102
債務者　鈴木ふじ江
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５９号
埼玉県入間市扇台３丁目９番23号　コーポ中島205
債務者　大里　成志
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４８７号
埼玉県狭山市富士見２丁目26番25号
債務者　磯谷　利和
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９７号
埼玉県狭山市狭山台１丁目23番地の25　コーポミッキーＢ－101
債務者　岩國　　訓
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９８号
埼玉県狭山市狭山台１丁目23番地の25　コーポミッキーＢ－101
債務者　岩國淑美こと　黄　　純江
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５０５号
埼玉県川越市砂新田４丁目５番地８（ビューハイツＡ401号室）
債務者　田平多摩樹
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５０６号
埼玉県川越市砂新田４丁目５番地８（ビューハイツＡ401号室）
債務者　田平　美和
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５１３号
埼玉県所沢市松葉町４番５号　ミッキーハウス203
債務者　小宮山　幸
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３２号
埼玉県所沢市大字山口481番地の３　Ｙ’ｓハウス205
債務者　中島　広行
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８３号
千葉県袖ケ浦市神納3497番地７
債務者　野口三枝子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第８４号
千葉県君津市糸川2212番地７
債務者　白土　皓祥
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第８６号
千葉県君津市鎌滝40番地２
債務者　奥田　章司
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第７６号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地206　サザンコーポラス　Ⅰ－210号、前住所新潟県胎内市塩沢1535番地68
債務者　近藤　嘉秋
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８７号
新潟県村上市羽ヶ榎92番地５
債務者　桐生加代子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第９２号
新潟県新発田市真野原587番地
債務者　阿部喜久美
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部